

船橋市収容動物公示書について

●収容動物の公示とは

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、所有者の判明しない犬、猫の収容に関する情報、処分期限を周知するもの。

市役所及び出張所の掲示場に掲示して行うほか、市ホームページ(動物愛護指導センターに収容され公示中の犬・猫)に掲載する。

〈船橋市公告式規則(抜粋)〉
(告示等の公示)

第2条 告示等を公示しようとするときは、前文、公示の年月日及び市長名を記入し、市長印を押さなければならない。

2 告示等は、市役所の掲示板に掲示して公示する。

収容動物の公示とは

〈船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)〉

(野犬等の収容等)

第9条 市長は、第15条に規定する船橋市動物愛護管理員及び船橋市動物愛護指導員(同条を除き、以下「管理員等」という。)に野犬又は第6条第2項第1号の規定に違反して係留されていない犬(以下「野犬等」という。)を収容させ、又は収容のため捕獲させることができる。

4 市長は、管理員等が第1項の規定により野犬等を収容したときは、飼い主の判明しているものについては当該飼い主に当該野犬等を引き取るべき旨を通知し、飼い主の判明していないものについてはその旨を2日間公示するものとする。

5 市長は、飼い主が前項の通知の到達後又は公示期間の満了後1日以内に収容された野犬等を引き取らないときは、当該野犬等について適正に飼養をすることができると認められる者に譲渡することその他の方法により当該野犬等を処分することができる。

(犬又は猫の引取り等)

第11条

2 市長は、法第35条第3項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は法第36条第2項の規定により犬、猫等の動物を収容したときは、その旨を2日間公示するものとする。

3 市長は、法第35条第1項の規定により犬若しくは猫を引き取ったとき、又は飼い主が前項の公示期間の満了後1日以内に公示された動物を引き取らないときは、これらの動物について適正に飼養をすることができると認められる者に譲渡することその他の方法により当該動物を処分することができる。

船橋市収容動物公示書について

●船橋市収容動物公示書 市役所及び出張所の掲示場に掲示

1. 収容月日、動物種、収容場所等
2. 収容期間
3. 連絡先

●処分とは

＜犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について(平成18年環境省告示第26号、最終改正:令和2年環境省告示第21号)(抜粋)＞

第4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。

第23号様式

(現状の一例)

船橋市収容動物公示書

船橋市告示第935号

下記の動物を収容しましたので、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年船橋市条例第54号)第9条第4項及び第11条第2項の規定により公示します。

令和3年11月15日

船橋市長 松戸 徹

公印

1 令和3年11月12日収容

収容月日	動物種	収容場所	種類	毛色	性別	体格	備考
11月12日	犬	薬円台	雑種	黒白	メス	中	赤い首輪

2 上記の動物は、令和3年11月18日までに引き取りませんと処分されます。

3 連絡先

船橋市動物愛護指導センター
所在地 船橋市潮見町3-2-2
電話 047-435-3916

船橋市収容動物公示書の見直しの検討

●現行

「2 上記の動物は、○年○月○日までに引き取りませんと処分されます。」

➤市民からの意見

- 「処分」という表現は、「殺処分」をイメージしてしまう。動物愛護指導センターが、収容動物をできるだけ譲渡に努めている実情と齟齬がある。「処分」の意味が適切に伝わるよう、表現について飼い主が気付きやすくする工夫・改善の余地がある。

●見直し(一例)

- 「2 上記の動物は、船橋市動物愛護指導センターにおいて○年○月○日まで収容しています。」
- 「2 上記の動物は、○年○月○日までに引き取りがないと処分(譲渡を含む)します。」
- 「2 上記の動物の収容期間は、○年○月○日までです。」
- 市ホームページ(動物愛護指導センターに収容され公示中の犬・猫)のQRコードを加える